Goldman Sachs Asset Management

GS 日本小型株ファンド

追加型投信／国内／株式

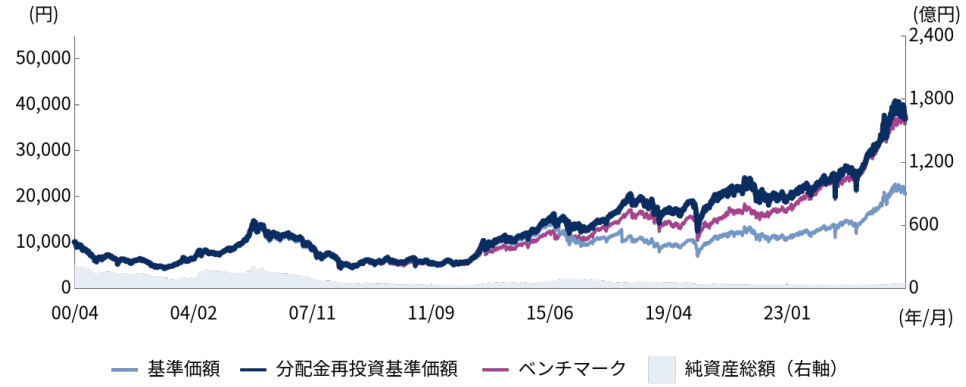
2610
月次レポート

2026年10月30日現在

設　定　日	2000年4月28日
決　算　日	毎年4月15日および10月15日（ただし、休業日の場合は翌営業日）
信 託 期 間	原則として無期限

基 準 価 額	20,426円
純 資 産 総 額	36.0億円

運用実績の推移



分配金実績（円）

設定来累計：6,768円

	分配金
2024/04	0
2024/10	0
2025/04	0
2025/10	0
2026/04	0
2026/10	0

分配金は1万口当たり、税引前

期間別騰落率（%）

	1ヵ月	3ヵ月	6ヵ月	1年	3年	5年	設定来
ファンド	-5.15	-4.35	1.54	19.19	76.79	60.25	267.88
ベンチマーク	-3.84	0.03	5.31	22.36	81.41	107.34	-

ベンチマーク：Russell/Nomura Small Capインデックス（配当込み）
（設定日から2009年7月14日まではベンチマークを設定しておらず、2009年7月15日からベンチマークをRussell/Nomura Small Capインデックス（配当込み）としております。（2009年7月14日の基準価額を起点として指数化））
基準価額、分配金再投資基準価額および期間別騰落率は信託報酬（詳細は、後述の「ファンドの費用」をご参照ください。）控除後のものです。分配金再投資基準価額およびファンドの騰落率は、収益分配金(税引前)を分配時に再投資したものとみなして計算したものです。運用状況によっては、分配金の金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。分配実績がない場合、分配金再投資基準価額は基準価額と同一です。上記は過去の実績を示したものであり、将来の成果を保証するものではありません。

ポートフォリオの状況 ＜日本小型株マザーファンド＞

組入上位10銘柄

	銘柄名	業種	比率（%）
1	ホシザキ	機械	3.6
2	ひろぎんホールディングス	銀行業	3.5
3	ＰＩＬＬＡＲ	機械	3.5
4	やまびこ	機械	3.1
5	エムアップホールディングス	情報・通信業	2.9
6	セルシス	情報・通信業	2.9
7	ＡＬＳＯＫ	サービス業	2.7
8	めぶきフィナンシャルグループ	銀行業	2.7
9	ナカニシ	精密機器	2.6
10	西日本フィナンシャルホールディングス	銀行業	2.5

(組入銘柄数：61銘柄)

資産構成

資産	比率（%）
株式	97.2
プライム市場	90.9
スタンダード市場	4.9
グロース市場	1.4
先物	0.0
現金等	2.8

業種別比率

業種	比率（%）
機械	15.1
電気機器	12.4
情報・通信業	11.2
精密機器	8.7
銀行業	8.7
卸売業	8.4
建設業	5.8
化学	5.6
その他製品	4.0
小売業	3.9
その他業種・現金等	16.0

比率はマザーファンドの純資産総額に対する割合です。業種は東証33業種分類を使用しています。上記は基準日時点におけるデータであり、将来の成果を保証するものではなく、市場動向等により変動します。また、ポートフォリオの内容は市場動向等を勘案して随時変更されます。
最終頁の「本資料のご利用にあたってのご留意事項等」をご覧ください。

Goldman Sachs Asset Management

GS 日本小型株ファンド

追加型投信／国内／株式

2610
月次レポート

2026年10月30日現在

市場動向

10月の国内株式市場は下落しました。
上旬は、米半導体企業の堅調な決算を受けて、AI（人工知能）・半導体関連銘柄が上昇する局面もみられましたが、その後は利益確定に押され、上値が重い展開となりました。中旬は、米インフレ指標が市場予想を上回ったことで利上げ観測が高まったことに加え、米ネオクラウド企業の社債価格の急落が投資家心理を冷やし、国内株式市場は軟調に推移しました。下旬は、決算発表が本格化するなかで、AI関連銘柄の資金繰り悪化や巨額投資への懸念から米ハイテク株が急落し、国内株式市場も弱含む展開となりました。
なお、業種別の騰落率では、サービス業、鉱業、医薬品などが上位となった一方、非鉄金属、機械、銀行業などが下位となりました。

今後の見通し

トランプ政権の関税政策や景気減速懸念などはリスクとして残るものの、国内では継続的な賃金上昇や生産性改善に向けた企業の設備投資など内需の堅実な成長が期待されます。また企業のガバナンス改善意識の高まりによる株主還元強化といったカタリストも健在とみています。一方で、企業が置かれる事業環境は引き続き流動的であるとともに、投資環境としてもマクロ経済・ミクロ経済ともに注視が必要な状況が続くことからも、企業個々の業績動向の把握と株価動向などを加味した銘柄選択が重要となる局面にあると考えます。

今後の運用方針としては、独自の製品・サービスにより、景気変動の影響を受けにくく、長期間にわたり継続的な利益成長が期待される企業や、景気変動や企業の内部要因により業績が回復段階にある一方で、バリュエーションが割安とみられる銘柄などを投資対象とし、徹底した調査に基づき、利益成長の早期の段階および割安な水準で投資することにより、中長期的な収益の獲得を目指します。

上記に記載された市況や見通し等は、本資料作成時点での当社の見解であり、将来の動向や結果を示唆あるいは保証するものではありません。

Goldman Sachs Asset Management

GS 日本小型株ファンド

追加型投信／国内／株式

2610
月次レポート

くわしくは「投資信託説明書（交付目論見書）」をご覧ください。お申込みの詳細については、販売会社にお問い合わせのうえ、ご確認ください。

ファンドの目的・特色

■ファンドの目的
主として日本の小型株式に投資することによって信託財産の長期的な成長をめざします。

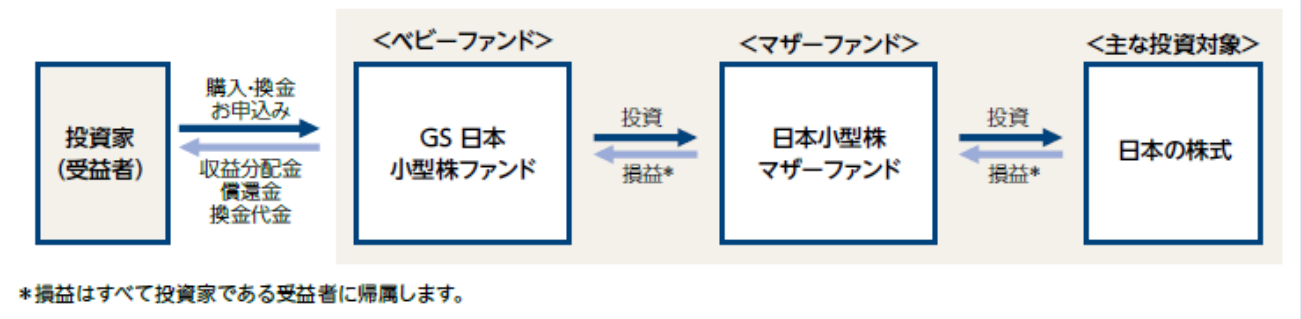
■ファンドの特色
1. 日本の小型株式を中心に投資することで、信託財産の長期的な成長をめざします。
2. 成長性が期待できる小型株式へ投資します。
成長性が株価に織り込まれていないと判断される企業に投資します。
3. 個別企業の分析を重視したボトムアップ・アプローチによる銘柄選択を行うことを原則とします。

市況動向や資金動向その他の要因等によっては、運用方針に従った運用ができない場合があります。

本ファンドはファミリーファンド方式で運用を行います。委託会社は、本ファンドおよび日本小型株マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)の運用の指図に関する権限をゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント（シンガポール）ピーティーイー・リミテッド（投資顧問会社。以下「GSAMシンガポール」といいます。）に委託します。GSAMシンガポールは運用の権限の委託を受けて、主に日本株式の売買執行を行います。委託会社が属するゴールドマン・サックスの資産運用部門を「ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント」といいます。文脈上「本ファンド」にマザーファンドを含むことがあります。

ファンドの仕組み

本ファンドの運用は、ファミリーファンド方式で行います。ファミリーファンド方式とは、投資家からの資金をまとめてベビーファンドとし、その資金を実質的に同一の運用方針を有するマザーファンドに投資して、実質的な運用を行う仕組みです。ただし、ベビーファンドから有価証券等に直接投資することもあります。



Goldman Sachs Asset Management

GS 日本小型株ファンド

追加型投信／国内／株式

2610
月次レポート

くわしくは「投資信託説明書（交付目論見書）」をご覧ください。お申込みの詳細については、販売会社にお問い合わせのうえ、ご確認ください。

投資リスク

■基準価額の変動要因
投資信託は預貯金と異なります。本ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額が変動します。したがって、ご投資家の皆さまの投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。
信託財産に生じた損益はすべてご投資家の皆さまに帰属します。

■主な変動要因
株式投資リスク（価格変動リスク・信用リスク）
本ファンドは、日本の株式を主要な投資対象としますので、本ファンドへの投資には、株式投資にかかる価格変動等のさまざまなリスクが伴うことになります。一般に、株価は、個々の企業の活動や一般的な市場・経済の状況に応じて変動します。したがって、本ファンドに組入れられる株式の価格は短期的または長期的に下落していく可能性があります。現時点において価格が上昇傾向であっても、その傾向が今後も継続する保証はありません。また、発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあります。本ファンドの基準価額は、株式等の組入有価証券の値動きにより大きく変動することがあり、元金が保証されているものではありません。特に小型株式の下降局面では本ファンドの基準価額は大きく下落する可能性が高いと考えられます。
小型株式等への投資リスク
本ファンドの主な投資対象である小型株式は、大型株式と比べて時価総額が小さく、相対的に流動性が低く、ボラティリティ(価格変動性)が高いため、市況によっては大幅な安値での売却を余儀なくされる可能性があることから、より大きなリスクを伴います。また、換金に対応するための十分な資金を準備できないことにより換金のお申し込みを制限することもあります。
このように、本ファンドは、大型株式など流動性の高い銘柄を中心に市場全体に広く分散投資するファンドなどと比較して、相対的に高いリスクを伴いますので、ファンドの性格をよくご理解いただいたうえでご投資ください。

収益分配金に関わる留意点

分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。したがって、ファンドの分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示唆するものではありません。
計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行った場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。また、投資家のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。

お申込みメモ

購入単位	販売会社によって異なります。
購入価額	購入申込日の基準価額
購入代金	販売会社が指定する日までにお支払いください。
換金価額	換金申込日の基準価額より信託財産留保額を差引いた価額 (信託財産留保額については、ファンドの費用をご覧ください。)
換金代金	原則として換金申込日から起算して5営業日目から、お申込みの販売会社を通じてお支払いいたします。
申込締切時間	毎営業日の原則として午後3時30分までに販売会社所定の手続きが完了したものを当日の申込受付分とします。 ※販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、くわしくは販売会社にご確認ください。
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、1顧客1日当たり5,000万円以上の大口のご換金は制限することがあります。
信託期間	原則として無期限(設定日：2000年4月28日)
繰上償還	受益権の総口数が100億口を下回ることとなった場合等には繰上償還となる場合があります。
決算日	毎年4月15日および10月15日(ただし、休業日の場合は翌営業日)
収益分配	年2回の決算時に原則として収益の分配を行います。販売会社によっては分配金の再投資が可能です。
課税関係 (個人の場合)	課税上は株式投資信託として取扱われます。 本ファンドは、少額投資非課税制度（NISA）の「成長投資枠（特定非課税管理勘定）」の適用対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。くわしくは、販売会社にお問い合わせください。 配当控除が適用されます。 原則、分配時の普通分配金ならびに換金（解約）時および償還時の差益（譲渡益）が課税の対象となります。

GS 日本小型株ファンド

追加型投信／国内／株式

くわしくは「投資信託説明書（交付目論見書）」をご覧ください。お申込みの詳細については、販売会社にお問い合わせのうえ、ご確認ください。

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用		
購入時	購入時手数料	購入申込日の基準価額に、4.4%（税抜4%）を上限として販売会社が定める率を乗じて得た額とします。 （くわしくは販売会社にお問い合わせいただくか、購入時手数料を記載した書面等をご覧ください。）
換金時	信託財産留保額	換金申込日の基準価額に対して0.2%
投資者が信託財産で間接的に負担する費用		
毎日	運用管理費用 （信託報酬）	純資産総額に対して年率2.178%（税抜1.98%） ※運用管理費用は日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支払われます。
	信託事務の諸費用	監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用、印刷費用など信託事務の諸費用が信託財産の純資産総額の年率0.05%相当額を上限として定率で日々計上され、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支払われます。
随時	その他の費用・手数料	有価証券売買時の売買委託手数料等 上記その他の費用・手数料は、ファンドより実費として間接的にご負担いただきますが、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

※上記の手数料等の合計額については、ご投資家の皆さまがファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

Goldman Sachs Asset Management

GS 日本小型株ファンド

追加型投信／国内／株式

2610
月次レポート

販売会社一覧

金融商品取引業者名		登録番号	日本証券業協会	一般社団法人資産運用協会	金融先物取引業協会	一般社団法人金融商品取引業協会第二種	日本STO協会	備考
岩井コスモ証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長（金商）第15号	●	●	●			(注1)
ＳＭＢＣ日興証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第2251号	●	●	●	●	●	(注1)
株式会社ＳＢＩ証券	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第44号	●	●	●	●	●	
東海東京証券株式会社	金融商品取引業者	東海財務局長（金商）第140号	●	●	●	●	●	
松井証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第164号	●		●			
マネックス証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第165号	●	●	●	●	●	
丸三証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第167号	●	●				
三菱UFJ eスマート証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第61号	●	●	●	●		
三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第2336号	●	●	●	●	●	(注1)
楽天証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第195号	●	●	●	●	●	
リテラ・クレア証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第199号	●					
株式会社イオン銀行 (委託金融商品取引業者　マネックス証券株式会社)	登録金融機関	関東財務局長（登金）第633号	●					
株式会社ＳＭＢＣ信託銀行	登録金融機関	関東財務局長（登金）第653号	●	●		●		
株式会社ＳＢＩ新生銀行 (委託金融商品取引業者　株式会社ＳＢＩ証券、マネックス証券株式会社)	登録金融機関	関東財務局長（登金）第10号	●		●			
株式会社みずほ銀行	登録金融機関	関東財務局長（登金）第6号	●		●	●		(注1)
株式会社三井住友銀行 (委託金融商品取引業者　ＳＭＢＣ日興証券株式会社)	登録金融機関	関東財務局長（登金）第54号	●		●	●		(注1)
株式会社三菱ＵＦＪ銀行	登録金融機関	関東財務局長（登金）第5号	●		●	●		(注1)
PayPay銀行株式会社	登録金融機関	関東財務局長（登金）第624号	●		●			

(注1)本ファンドの新規の購入申込み受付を停止しております。
くわしくは販売会社にお問い合わせのうえ、ご確認ください。

委託会社その他関係法人の概要について

■ 委託会社：ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社（ファンドの運用の指図等）
　金融商品取引業者　関東財務局長(金商)第325号
　加入協会 ：日本証券業協会、一般社団法人資産運用業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会
■ 投資顧問会社：ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント（シンガポール）ピーティーイー・リミテッド（投資判断・発注等）
■ 受託会社：三菱UFJ信託銀行株式会社（ファンドの財産の保管・管理等）
■ 販売会社：販売会社については下記照会先までお問い合わせください。（ファンドの販売業務等）
　ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社
　電話：03-4587-6000 (受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）ホームページ・アドレス：www.gsam.co.jp

本資料のご利用にあたってのご留意事項等

■ 本資料はゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社（以下「当社」といいます。）が作成した資料です。投資信託の取得の申込みにあたっては、販売会社より「投資信託説明書（交付目論見書）」等をお渡しいたしますので、必ずその内容をご確認のうえ、ご自身でご判断ください。
■ 本ファンドは値動きのある有価証券等（外国証券には為替リスクもあります。）に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元金が保証されているものではありません。
■ 本資料は、当社が信頼できると判断した情報等に基づいて作成されていますが、当社がその正確性・完全性を保証するものではありません。
■ 本資料に記載された過去の運用実績は、将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。投資価値および投資によってもたらされる収益は上方にも下方にも変動します。この結果、投資元本を割り込むことがあります。
■ 本資料に記載された見解は情報提供を目的とするものであり、いかなる投資助言を提供するものではなく、また個別銘柄の購入・売却・保有等を推奨するものでもありません。記載された見解は資料作成時点のものであり、将来予告なしに変更する場合があります。
■ 個別企業あるいは個別銘柄についての言及は、当該個別銘柄の売却、購入または継続保有の推奨を目的とするものではありません。本資料において言及された証券について、将来の投資判断が必ずしも利益をもたらすとは限らず、また言及された証券のパフォーマンスと同様の投資成果を示唆あるいは保証するものでもありません。
■ 投資信託は預金保険機構または保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
■ 銀行等の登録金融機関でご購入いただく投資信託は投資者保護基金の支払対象ではありません。
■ 投資信託は金融機関の預金と異なり、元金および利息の保証はありません。
■ 投資した資産の価値の減少を含むリスクは、投資信託をご購入のお客様が負うことになります。